

公 売 広 報

売却区分番号

多 1

【問い合わせ先】

多治見市役所税務課収納グループ

〒507-8787

多治見市音羽町1丁目233番地 駅北庁舎2階

電話 0572-22-1111 (内線 2283、2284)

ホームページ <https://www.city.tajimi.lg.jp/>

様式等はこちらからご確認ください。→



期間公売のご案内

1 公売保証金の提供等

公売保証金が必要になります。入札の前に公売保証金を現金、小切手又は銀行振込で提供していただきます。

銀行振込の場合は、入札の際に「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出をお願いします。

【振込先口座】

- 金融機関名 ジュウロクギンコウ タジミテン
十六銀行 多治見支店
- 口座種別 当座預金
- 口座番号 0080000
- 口座名義人 タジミシカイサツリヤ
多治見市会計管理者

売却決定者以外の方には、後日入札書に記載の口座へ保証金を返還いたします。

2 入札の場所・方法

【場所（郵送先）】

多治見市音羽町1丁目233番地 多治見市役所駅北庁舎 2階税務課

【方法】

窓口へ持参又は郵送

3 公売保証金額

¥300,000 円

4 見積価額

¥2,151,100 円

5 公売の期間

令和5年10月13日 午前9時から 令和5年10月20日 午後5時まで

6 開札日時及び場所

以下の日時に開札いたしますので、開札の立会を希望される入札者は、開札時間までに多治見市役所税務課窓口までお越しください。

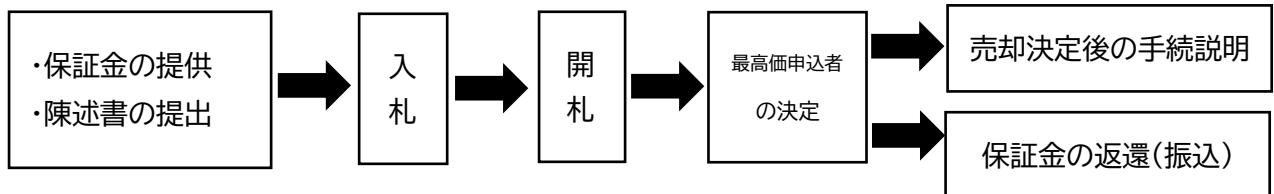
日時：令和5年10月24日 午前10時

場所：多治見市役所駅北庁舎 2階税務課

7 売却決定日時及び買受代金の納付期限

売却決定日時	令和5年11月10日 午前10時
買受代金納付期限	令和5年11月20日 午後3時まで

8 公売の流れ



9 最高価申込者が複数人であった場合の再入札日程

最高価申込者が複数人であった場合の再入札及び日程	
公売日時	再入札期間 令和5年10月24日 午前9時 から 令和5年10月31日 午後5時 まで
	再開札日 令和5年11月3日 午前10時
公売の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課 (多治見市音羽町1丁目233番地) (定められた様式により、郵送又は窓口提出による入札に限る。)
公売の方法	期間入札
売却決定の日時	令和5年11月16日 午前10時
売却決定の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課(多治見市音羽町1丁目233番地)
買受代金の納付期限	令和5年11月24日 午後3時

10 入札に必要なもの（窓口）

①	身分証	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等をお持ちください。
②	公売保証金	事前に振り込んでいる場合は「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を提出
③	委任状	代理人が入札する場合のみ
④	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項
⑤	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ
⑥	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１） 宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２） 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

11 入札に必要なもの（郵送）

①	身分証の写し	本人確認のため入札者（代理人が入札手続きを行う場合は、代理人本人）の運転免許証等公的機関発行の証明書等を同封ください。
②	公売保証金振込通知書兼払渡請求書	事前に口座振込し、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に必要事項をご記入ください。
③	入札書	公売保証金入金後に作成したもの。 <u>他の様式とは別に封緘したうえで同封願います。</u>
④	委任状	代理人が入札する場合のみ
⑤	陳述書	個人で参加される方・・・陳述書（個人用） 法人で参加される方・・・陳述書（法人用）及び入札者である法人の役員に関する事項
⑥	商業登記簿の写し	※法人で参加される場合のみ
⑦	指定許認可等を受けていることを証する書類の写し	※以下の指定許認可等を受けている場合のみ （１） 宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者 （２） 債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

※各様式の記載に不備があった場合、入札が無効となる場合があります。

提出後の訂正はできませんので、各様式の注意事項をよく読み記載してください。

公売財産の表示

(公売財産の名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容その他)

売却区分番号	多1
	<p>1 種 別 土地</p> <p>所 在 多治見市笠原町字富士下</p> <p>地 番 3263番1</p> <p>地 目 山林</p> <p>地 積 1604平方メートル</p>
公法上の規制	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域(準工業地域) 指定建ぺい率 60%、指定容積率 200% ・土砂災害警戒区域
接道状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、北東側を幅員約6.5mの市道872100号に概ね等高に接面し、西側を現況幅員1m程度の市道872107号(未舗装)に下方に接面する。 ・なお、市道872107号は、建築基準法上の道路ではなく、草木が茂る現況道路
地盤・地勢	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産は、北東側間口約45.5m、奥行約30mから約48.5m程度の、略台形地 ・近隣地域周辺では地籍調査が終了しており、登記簿地積と実測地積は同じ。 ・東側部分から順に、現況平坦雑種地、平坦山林、東だれ傾斜山林で構成され、現況雑種地部分は、整地されたような平坦地勢ではなく、山林伐採後の腐葉土が積もったような状態 ・過去の航空写真等からも一般住宅が建築された経緯はなく、地耐力の詳細は不明であり調査が必要
使用状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・使用なし
対象物件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・物件は建っていない
供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道:北東側接面市道に本管100mmが整備済みだが、公売財産への引込管はない。利用にあたっては、分担金の支払いをもって利用が可能 ・下水道:北東側接面市道に本管150mmが整備済みだが、公売財産への引込管はない。利用にあたっては、受益者負担金30万円(升1個につき)の支払いが必要 ・都市ガス:未整備
交通、最寄駅など	<p>JR中央本線「多治見駅」 6.6km、笠原マイン 1.6km</p> <p>多治見市役所本庁舎 5.9km、笠原小学校 600m</p> <p>※いずれも道路距離</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況(権利関係等)及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、多治見市は関係資料を提供できません。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、多治見市は担保責任を負いません。 ・多治見市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、不動産内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については、隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議をしてください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・図面は現況と異なる場合があります。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限(入札後の手続が停止)となる場合があります。 ・権利移転及び危険負担移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付された時です。 ・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵便料等)は買受人の負担になります。



公売財産(南西より)

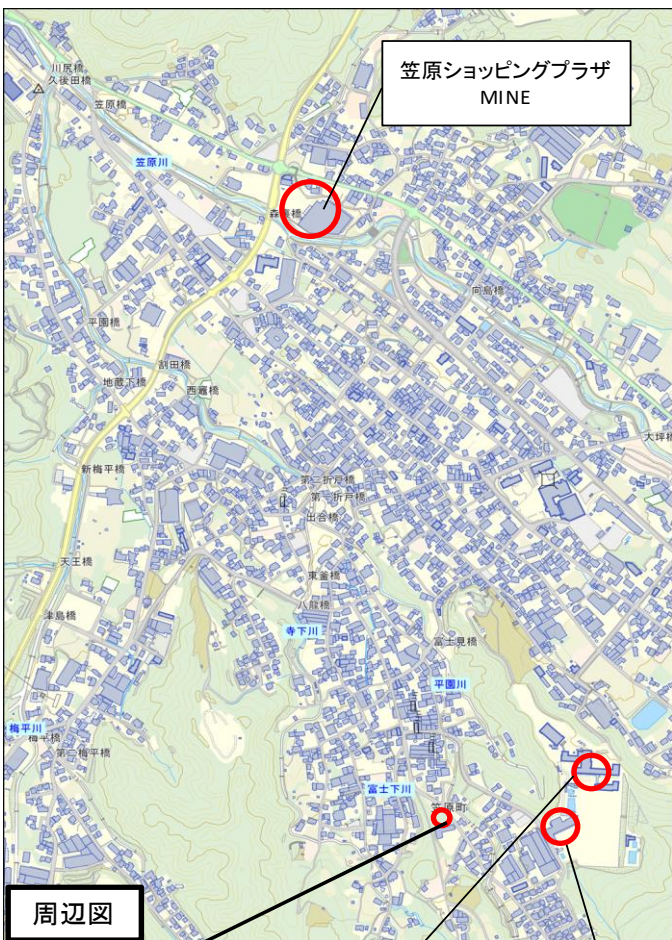


公売財産(南東より)

売却区分番号 多1

物件の所在図

【所在図】



笠原小学校附属幼稚園

買受人の資格その他の要件	地方税法がその滞納処分の例とする国税徴収法第92条及び第108条第1項に該当する者は、買受人となることはできません。
陳述書等の提出について	<p>・入札しようとする者(その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。)は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。</p> <p>暴力団員等とは、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。</p> <p>なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出する必要があります。</p> <p>・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。</p> <p>なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札させた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。</p>
最高価申込者が複数であった場合の再入札及び日程	次項のとおり
その他の事項	<p>1 この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、または第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。</p> <p>2 公売保証金の提供及び買受代金の納付は銀行振込、現金又は小切手(銀行振出しに係るもの及びその支払保証のあるものに限る。)によるものとします。なお、小切手の場合は、取立手数料が必要になる場合があります。</p> <p>3 公売保証金の提供後でなければ入札できません。最高価申込者でない方には、後日振込にて返金致します。</p> <p>4 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。</p> <p>5 入札価額を訂正したものは無効として取扱います。</p> <p>6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。</p> <p>7 開札後、最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、同額の者が別日に追加入札を行い、最高価申込者を決定します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。(日程は、裏面のとおり)</p> <p>8 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者で入札書にて希望された者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。なお、次順位による買受申込みの催告は、最高価申込者の決定後郵送にて行います。</p> <p>9 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。</p> <p>10 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。</p> <p>11 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。</p> <p>12 市は公売について瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>13 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を売却決定の日時までに提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要のあるもの及び関係機関の許可・承認を受ける必要のあるものも売却決定の日時までに完了してください。</p> <p>14 上記13については、別途交付する「所有権移転登記請求書」とともに令和5年11月10日までに提出してください。</p> <p>15 公売公告の内容は、多治見市役所税務課で閲覧できます。</p> <p>16 公売財産に関わる図面・地図・写真等を、上記15の場所で閲覧できます。ただし、公売財産によって閲覧できるものは異なります。</p>

最高価申込者が複数人であった場合の再入札及び日程

公売日時	再入札期間	令和5年10月24日 午前9時 から 令和5年10月31日 午後5時 まで
	再開札日	令和5年11月3日 午前10時
公売の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課 (多治見市音羽町1丁目233番地) (定められた様式により、郵送又は窓口提出による入札に限る。)	
公売の方法	期間入札	
売却決定の日時	令和5年11月16日 午前10時	
売却決定の場所	多治見市役所駅北庁舎 2階税務課 (多治見市音羽町1丁目233番地)	
買受代金の納付期限	令和5年11月24日 午後3時	